

み監第17号
令和3年6月1日

みやき町長岡毅様

みやき町監査委員

同

最所一志

宮原宏典



隨時監査（屋内公共施設）の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、行政庁舎及び町立学校を除く町有の屋内公共施設を対象とする隨時監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果の関する報告書を別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

随時監査（屋内公共施設）の実施結果報告書

第1 監査の概要

1 隨時監査の実施事由

本町には、行政庁舎や町立学校の他に様々な用途の公共施設が多数ある。例年実施している定期監査では、これらの施設の立ち入り点検調査等を合わせて行う暇がないため、2年に1回かかる施設を対象とした随時監査を行うものである。

2 監査実施時期と対象施設名

5月18日 四季彩の丘みやき、北茂安武道館、北茂安体育館
給食センター、こすもす館、児童館、
北茂安児童クラブ、中原児童クラブ

5月24日 勤労青少年ホーム、中原体育館、中原武道館
働く婦人の家、風の館、町立図書館
教育委員会分室、農村環境改善センター、
三根体育館、三根東児童クラブ、三根西児童クラブ

* 3か所の保健センターは所管課がコロナワクチン接種準備で繁忙を極めているため実施しなかった。
又、B & G海洋センターは改造後のオープン前のため対象外とした

3 監査の着眼点

今回監査対象施設は7, 8年前から計画的に新設又は改修整備されてきたものがほとんどなので、以下の2点を主眼に立ち入り監査を行った。

- ア) それぞれの施設はその設置目的に沿い適切な利活用がなされているか。
- イ) これらの施設は不特定多数の町民等が利用するところなので、安心して安全に利用できる施設環境が整備されているか。

4 監査の実施方法

監査は所管課職員立会いの下、対象施設ごとに現地で施設設備等の点検調査を行うとともに、予め調製された調書に基づきヒアリングによりハードソフト両面の管理状況の点検確認を行った。

第2 監査の結果

今回対象とした19施設は、教育委員会分室を除き、ここ7, 8年前から計画的に新設又は大規模改修等がなされており、全般的にまず問題ないところである。かかる状況下での施設監査だったので、ハード面において利用者等が不安又は危険を感じるような箇所はまず皆無だった。照明器具もLEDに大半が変えられており、残りも変更を計画されているとのことである。

そこで今回は町民にとって適切かつ有効な利活用がなされているか否かに力点を置いてヒアリング等により点検調査を行った。その結果、以下に掲げる施設に対しては監査委員としての意見を申し上げることとした。

なお、これらへの対応状況は今年秋以降予定している定期監査にて承ることとする。

「四季彩の丘みやき」

この施設は2年前にも2億円強掛けて大規模改修を行っているが、今後も老朽化等により維持管理費がかさんでいく恐れがある。取得後10

年以上経過し、産前産後サポートステーション以外の活用は低調なので、議会等の意見をも聞きながら特定目的の大改修を行うとか、思い切った検討を行っていくことが必要ではないか。

「児童館」

共働きの家庭が多いのが現状であるので、その利用を高めるためにも日曜日や祝祭日の開館を検討すべきではないか。

「町立図書館」

実用図書類は法令や料金等の改定により古くなれば用をなさなくなる。数年たつたかかる書籍は定期的に新しいものに買い替えていくべきではないか。

以上